

北名古屋市国際交流協会外国語学習事業補助金交付要綱

平成 21 年 6 月 5 日（第 2 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、北名古屋市内で活動する法人、団体、グループ等（営利を目的とするもの及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等の教育機関及びこれに属すると認められるものを除く。以下「団体等」という。）が開催する外国語学習講座等の経費の一部を北名古屋市国際交流協会（以下「協会」という。）が補助するために必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費及び補助金）

第 2 条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、団体等が外国語学習講座等のために外部から招いた講師に支払う講師料等とする。

2 補助率は補助対象経費の 50 パーセント以下とし、講座等 1 事業につき補助金限度額は 50,000 円とする。

（補助金の交付申請）

第 3 条 前条に掲げる補助金の交付を受けようとする団体等（以下「補助対象団体等」という。）は、毎年度協会が指定する日まで（協会が特に認める場合を除く。）に、外国語学習事業補助金交付申請書(様式第 1)に次の書類を添えて、協会に申請しなければならない。

- (1) 団体等の外国語学習事業計画書(様式第 2)
- (2) 団体等の外国語学習事業収支予算書(様式第 3)
- (3) 団体等の活動目的及び活動内容を明らかにする書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協会が必要と認める書類

2 前条第 1 項の外国語学習講座等 1 事業につき予定開催回数が月 2 回未満又は年度 20 回未満であるもの及び各回の受講予定者が 10 人未満であるものについては、補助金の交付対象とすることができない。

（補助金の交付決定）

第 4 条 協会は、前条に規定する補助金の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、外国語学習事業補助金交付決定通知書(様式第 4。以下「決定通知書」という。)により、補助対象団体等に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第 5 条 前条により補助金の交付決定を受けた団体等（以下「補助団体等」という。）は、補助事業の内容を変更（中止又は廃止をふくむ。以下同じ）する場合又は変更があった場合には、外国語学習事業変更承認申請書（様式第 5）又は外国語学習事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6）により、直ちに協会に報告し、承認を受けなければならない。

（事業内容の変更による決定の取消し等）

第 6 条 協会は、第 4 条の補助金交付決定通知をした場合であっても、第 5 条の変更が生

じたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第7条 補助団体等は、補助事業が完了したときは、完了の日(第4条に定める通知前に事業が完了したときは、同条の通知のあった日)から起算して30日を経過した日又は年度末日のいずれか早い日までに、外国語学習事業実績報告書(様式第7)に次の書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 外国語学習事業収支決算書(様式第8)
- (2) 経費の支払いを証明する領収書等の写し
- (3) 事業実施に係る日程、出席者名簿、記録写真及び事業実績を明らかにする資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる書類

(補助金の額の確定及び交付)

第8条 協会は、補助事業が完了したことにより交付すべき補助金の額を確定したときは、外国語学習事業補助金交付確定通知書(様式第9)により、補助団体等に通知し、補助金を支払うものとする。なお、外国語学習講座等の年度開催回数が月2回未満又は年度20回未満となったとき、及び講座等の1回当たり平均受講者数が5人以下となったときは、補助金を減額(取消しを含む。)することができる。

(補助金の返還)

第9条 協会は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を外国語学習事業補助金返還命令通知書(様式第10)により、期限を定めて返還を命じなければならない。

- (1) 補助金の交付申請等の手続について、虚偽の申告、不正の事実があったとき。
- (2) 補助金を事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 事業の実施にあたって、不正な行為があると認められたとき。
- (4) 事業の実施について、補助金の交付決定の内容に違反していると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められるとき。

(帳簿等の調査)

第11条 協会は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助団体等の帳簿その他の書類を調査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

様式第1(第3条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

【補助対象団体等】

(名称)

(所在地)北名古屋市

(代表者の氏名)

(代表者の住所) 北名古屋市

(代表者の電話番号)

外国語学習事業補助金交付申請書

年度において外国語学習事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 学習を目的とする外国語の名称
- 2 講師料等として支払を予定する金額 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 外国語学習事業計画書(様式第2)
 - (2) 外国語学習事業収支予算書(様式第3)
 - (3) 補助対象団体等の規約及び会員名簿
 - (4) 講座等の受講者名簿

様式第 2(第 3 条関係)

外国語学習事業計画書

講座等の名称	
補助対象団体等の名称	
補助対象団体等の設立目的	
補助対象団体等の設立年月日	年 月 日
補助対象団体等の規約等	別紙のとおり
補助対象団体等の構成者(会員)数	
外国語学習事業の目的	
講座等開設場所	
講座等の参加予定者数	
講座等開設期間	年 月 日から 年 月 日まで
講座等開設回数	1月 回・年度 回
講座等開設日時	別紙出席表のとおり
受講料	
講座等講師氏名	
講師料等の予算積算	
その他の特記事項	

様式第 3(第 3 条関係)

外国語学習事業収支予算書

[収入]

区分	予算額	予算の積算内訳
受講料		@ 円 × 人 =
補助対象団体等負担金		
交流協会補助金		
計		

[支出]

区分	予算額	予算の積算内訳
講師料		@ 円 × 回 =
施設等使用料		@ 円 × 回 =
教材等		
消耗品等		
計		

様式第 4(第 4 条関係)

第 号
年 月 日

(補助団体等の名称)

(代表者の氏名)

様

北名古屋市国際交流協会

印

外国語学習事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度外国語学習事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 講座等の名称

2 補助対象経費 円

3 補助金交付決定額 円

4 補助条件

- (1) 本補助金は、講師料及びこれに類するもの以外のものに使用してはならない。
- (2) 補助事業の遂行に当たっては、北名古屋市国際交流協会外国語学習事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (3) 北名古屋市国際交流協会の指示又は通達を遵守しなければならない。

様式第 5(第 5 条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

(補助団体等名称)

(代表者の氏名)

外国語学習事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこの事業の実施については、下記の事由により変更したいので申請します。

記

1 講座等の名称

2 変更内容

変更前	変更後

様式第 6(第 5 条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

(補助団体等の名称)

(代表者の氏名)

外国語学習事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこの事業の実施については、次の事由により中止(廃止)したいので申請します。

- 1 講座等の名称
- 2 中止(廃止)の理由

様式第 7(第 7 条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

(補助団体等の名称)

(代表者の氏名)

外国語学習事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった事業が完了しましたので、次のとおり報告します。なお、補助金は、下記金融機関の口座に振り込んでください。

1 事業実施状況

講座等の名称	
講座等開設場所	
講座等の参加者数	別紙出席表のとおり
講座等開設期間	年 月 日から 年 月 日まで
講座等開設日時	時 分から 時 分まで(期日は出席表のとおり)
講師料支払総額	円(添付の領収書のとおり)

2 補助金振込口座等

金融機関名		本・支店名	
預金種別	当座・普通	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

様式第 8(第 7 条関係)

外国語学習事業収支決算書

[収入]

区分	予算額	決算額	決算の内訳
受講料			@ 円 × 人 =
補助対象団体等負担金			
交流協会補助金			
計			

[支出]

区分	予算額	決算額	決算の内訳
講師料			@ 円 × 回 =
施設等使用料			@ 円 × 回 =
教材等			
消耗品等			
計			

様式第 9(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

(補助団体等の名称)

(代表者の氏名) 様

北名古屋市国際交流協会 印

外国語学習事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき 年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。なお、補助金は、下記金融機関口座に 月 日までに振り込みます。

- 1 講座等の名称
- 2 補助金確定額

講師料等支払済額	補助金交付決定額	補助金交付確定額

- 3 補助金振込口座

金融機関名		本・支店名	
預金種別	当座・普通	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

様式第10（第9条関係）

第 号
年 月 日

（補助団体等の名称）
（代表者の氏名） 様

北名古屋市国際交流協会 印

外国語学習事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知をした外国語学習事業補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 講座等の名称
- 2 返還を命ずる理由
- 3 返還金額

交付金額	返還金額

- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還方法